

今治市定住自立圏形成方針

今 治 市

目 次

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 生活機能の強化 | |
| A | 医療 | |
| ア | 圏域住民が安心して暮らせる医療システムの構築 | 1 |
| B | 福祉 | |
| ア | 子どもが真ん中のまちづくり | 2 |
| イ | 社会福祉協議会ネットワークを活用した総合的福祉機能の充実 | 3 |
| ウ | 高齢者が安心して暮らせる圏域づくり | 3 |
| エ | 障がい者が安心できるノーマライゼーションの推進 | 4 |
| C | 教育 | |
| ア | 生涯学習機能を充実させる図書情報のネットワーク化 | 4 |
| イ | 文化・スポーツ関連施設のネットワーク化 | 5 |
| D | 産業振興 | |
| ア | 「海事都市今治」の推進 | 6 |
| イ | 「ものづくり」のまちとして持続的に発展するための商工業の振興 | 7 |
| ウ | まちなかにおけるにぎわい・交流の創出 | 8 |
| エ | 多彩な地勢を活かした農産物のブランド化 | 9 |
| オ | 急潮流が育む水産物のブランド化 | 10 |
| カ | 低炭素社会づくりと連携した林業振興 | 11 |
| キ | 多彩な地域資源を活かした観光産業の振興 | 12 |
| E | 消防・防災 | |
| ア | 圏域住民が安心して暮らせる消防・防災体制の強化 | 12 |
| F | 生活インフラの整備 | |
| ア | 圏域の水道事業の集約とネットワーク | 13 |
| イ | 圏域のし尿処理事業の集約とネットワーク | 14 |
| ウ | 圏域のごみ処理施設の集約とネットワーク | 14 |
| 2 | 結びつきやネットワークの強化 | |
| A | 地域公共交通 | |
| ア | 生活交通バス路線対策 | 15 |
| イ | 生活航路対策 | 16 |
| B | デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備 | |
| ア | 地域間格差のないICT環境の整備 | 17 |
| C | 道路等交通インフラの整備 | |
| ア | 圏域内外の交流を促進する道路インフラの整備 | 17 |
| イ | 「海のまち」の交流を支える海上交通の充実 | 18 |
| D | 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消 | |
| ア | 安全・安心な暮らしを実現する地産地消の推進 | 19 |
| E | 地域内外の住民との交流・移住促進 | |
| ア | 地域コミュニティの再生に向けた人材・組織の育成及び連携強化 | 20 |
| イ | 多様なニーズに対応できる移住・交流環境整備 | 21 |
| 3 | 圏域マネジメント能力の強化 | |
| A | 中心市等における人材の育成 | |
| ア | 圏域の自立を担う人材の育成 | 22 |
| B | 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保 | |
| ア | 外部人材の活用による活性化の推進 | 22 |

今治市定住自立圏形成方針

平成22年6月25日

平成23年6月22日一部改正

平成24年3月23日一部改正

平成28年3月22日一部改正

令和3年3月30日一部改正

今治市は、旧今治市の今治地域と旧11町村の朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島及び関前地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「今治市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った今治市において、それぞれの地域の特性を活かした役割分担と互いの連携により、住民が安心して暮らせる圏域を形成するために生活機能の強化にかかる取組を推進し、人口流出に歯止めをかけるとともに、他地域からの人口流入を創出できる魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 今治市は、前条に規定する目的達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において、今治地域と周辺地域が相互に役割分担して連携を図りながら、共同し又は補完し合うこととする。

（取組事項）

第3条 前条の基本方針に従い、相互に役割を分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は当該各号に定めるところによるものとする。

1 生活機能の強化

A 医療

ア 圏域住民が安心して暮らせる医療システムの構築

a 取組の内容

今治地域の病院で構成される第2次救急輪番制、休日・夜間急患センター、脳疾患専門病院と連携した「t-PAホットライン」、内科・小児科の在宅当番医制度の運営等

の救急医療体制、及び地域がん診療連携拠点病院の済生会今治病院や周産期医療の拠点となる愛媛県立今治病院等によるがん、脳疾患、周産期、小児科医療に加え、脳神経や循環器、精神医療等を含めた高度専門医療や総合医療環境を担う病院群（以下「中核的病院群」という。）の堅持・充実を図る。

一方、看護師不足を改善するための今治看護専門学校への支援や救急搬送体制の充実等も併せて推進するとともに、周辺地域との地域間格差を是正するための病診連携等の新たな方法を検討し、概ねの医療が圏域内で完結できる地域医療システムの構築に取り組む。

b 機能分担

今治地域においては、救急医療対策協議会による救急医療体制の検討、中核的病院群による救急、高度専門、総合医療の充実とともに、日曜歯科診療等、きめ細かな医療サービスの提供により、地域医療の中心的役割を担う。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、各地域の日常医療の受け皿としての機能強化に努めるとともに、中核的病院群との病診連携等による地域間の医療格差是正策を展開する。

関前地域においては、岡村診療所の医療機能維持に努めるとともに、消防救急艇による円滑な救急搬送等、中核的病院群との連携強化策を展開する。

B 福祉

ア 子どもが真ん中のまちづくり

a 取組の内容

未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるように、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制のネットワーク化を図る。

また、地域の実情やニーズに対応するため、子育て支援サービスや教育・保育環境の充実を図るとともに、子育ての孤立化や不安を解消し、まちぐるみで育てていける子育てネットワークの強化を推進する。

については、安心して子育てできる環境整備のため、保育体制の充実を図るとともに、地域子育て支援拠点事業所における利用者支援事業等を中心に、主任児童委員、保健師、家庭相談員、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等との連携を強化し、情報の集約と児童虐待の未然防止及び発達障がい等の早期発見に取り組む。

また、今治地域の児童館を拠点として、周辺地域の児童館（朝倉地域、波方地域、

菊間地域、伯方地域)とのネットワーク化を推進し、各種イベントの共同開催や巡回指導等の連携事業の充実を図る。

b 機能分担

今治地域においては、就労地での保育や病院での病児保育等、都市機能を有効活用できる保育体制の充実を図る。

また、児童虐待や発達障がいにかかる周辺地域の関係機関からの情報を今治地域の専門機関に集約するネットワーク拠点の機能を担うとともに、他の地域の児童館との連携を図る。

朝倉・波方・菊間・伯方地域においては、各地域の児童館と今治地域の児童館との連携による各種イベントや巡回指導等を展開する。

玉川・大西地域においては、地域子育て支援拠点事業所及び今治地域が中心となったおでかけ児童館事業の活用等による子育て支援体制の充実及び児童の健全育成の推進を図る。

吉海・宮窪・上浦・大三島地域においては、伯方地域が中心となって、おでかけ児童館事業の活用等による児童の健全育成を推進する。

イ 社会福祉協議会ネットワークを活用した総合的福祉機能の充実

a 取組の内容

今治地域の今治市総合福祉センターを拠点として、社会福祉協議会（本部：今治地域、支部：朝倉・玉川・波方・大西・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域）機能の連携及び効率化を推進し、圏域の総合的な福祉機能の充実を図る。

b 機能分担

今治地域においては、社会福祉大会等の集約・充実を図るとともに、今治市総合福祉センターを中心とした総合的福祉ネットワークの拠点機能を担う。

周辺地域においては、各支部が地域における総合的福祉の中継的機能を担い、良質で均等な福祉サービスを展開する。

ウ 高齢者が安心して暮らせる圏域づくり

a 取組の内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の理解の醸成を図るとともに、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、関係機関による地域包括ケアシステムの構築による情報の集約化を推進し、高齢者包括支援体制の拠点機能を担う。また、地域ケア会議の開催や研修の実施等により、高齢者ニーズに的確に対応できる人材育成を推進する。

周辺地域においては、地域ケア会議や支所との連絡会を活用し、高齢者の相談受付や実態把握、及び収集した情報や研修参加等による人材育成と社会資源の整備を推進する。

エ 障がい者が安心できるノーマライゼーションの推進

a 取組の内容

障がい者やその家族（以下「障がい者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障害福祉サービスの活用等の支援を行うため、今治地域の指定相談支援事業所の機能強化や地域・障がい種別ごとに障がい者等が相談員となる相談支援体制の充実に取り組む。

また、発達障がい者やその家族（以下「発達障がい者等」という。）に対する早期かつ持続的支援を可能とするため、今治市発達支援センターを中心に就学前の発達支援や学校における発達支援、生活・就労等に関する支援及び家族に対する支援策の検討を行い、発達障がい者等が安心して社会参加できる環境づくりに取り組む。

b 機能分担

今治地域においては、指定相談支援事業者による専門的相談支援機能強化を行うとともに、障がい者団体連合会に障がい者相談員設置事業を委託し、サン・アビリティーズ今治(障がい者文化体育施設)を拠点とするきめ細かな相談支援体制を構築する。

また、障がい者相談員制度の機能強化を図るため、専門知識修得のための研修等を実施するとともに、指定相談支援事業所や地域自立支援協議会の専門家とのネットワーク化を推進する。

さらに、発達障がい者等への支援体制として、今治市発達支援センターを拠点とした医療、保健、福祉、教育及び労働分野等のネットワークを構築し、その強化を図る。

周辺地域においては、サン・アビリティーズ今治に寄せられた障がい者等の相談に対し、各地域の相談員がきめ細かに対応できる相談体制づくりを推進する。

C 教育

ア 生涯学習機能を充実させる図書情報のネットワーク化

a 取組の内容

圏域の4つの図書館（中央・波方・大西・大三島）の豊富な図書資料を各地域で有効活用できるよう更なる図書情報システムの充実を図る。

b 機能分担

今治地域においては、中央図書館を拠点に4館の図書資料の物流改善や移動図書館の充実等の図書資料貸出システムの機能強化を推進する。

波方・大西・大三島地域においては、各地域の図書館の充実に努めるとともに、ネットワークの一員として4館の図書資料を円滑に利活用できる貸出サービスを展開する。

朝倉・玉川・菊間・吉海・宮窪・伯方・上浦・関前地域においては、4館の図書資料の有効な利活用のために、移動図書館の充実等に努めるとともに公民館図書室との連携により図書館サービスの地域格差解消に努める。

イ 文化・スポーツ関連施設のネットワーク化

a 取組の内容

各地域に多数存在する文化・スポーツ施設の総点検を行い、スポーツ施設においては公共施設案内・予約システム（以下「予約システム」という。）の更なる充実等を図り、文化施設においても将来的にその機能を有効活用できる施策等を検討する。また、文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

b 機能分担

今治地域においては、予約システムの機能充実を図り、利便性の高い利用サービス体制を構築するとともに、各地域の文化施設の収蔵品の巡回展示等による美術館・博物館のネットワーク化を検討する。

また、市営中央体育館における各種スポーツ教室等の充実や圏域の拠点となるスポーツパークの整備やスポーツ施設の充実を図るほか、今治城や河野美術館等の文化施設の充実を図るとともに、文化交流を促す場としての交流拠点施設の整備を検討する。

朝倉地域においては、朝倉B&G海洋センター、朝倉緑のふるさと公園運動場及び朝倉ふるさと美術古墳館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

玉川地域においては、玉川近代美術館、玉川総合公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、美術館における企画展の開催等により、利活用を促進する。

波方地域においては、波方公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

大西地域においては、大西藤山歴史資料館、大西体育館等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

菊間地域においては、菊間緑の広場公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、大会誘致等による利活用を促進する。

吉海地域においては、吉海郷土文化センター、吉海B&G海洋センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアム、宮窪石文化運動公園等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

伯方地域においては、伯方体育センター等の文化・スポーツ施設の充実に努め、利活用を促進する。

上浦地域においては、村上三島記念館、上浦多々羅スポーツ公園運動場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催や合宿誘致等による利活用を促進する。

大三島地域においては、大三島美術館、ところミュージアム大三島、岩田健母と子のミュージアム、大三島緑の村運動広場等の文化・スポーツ施設の充実に努め、企画展の開催等による利活用を促進する。また、伊東豊雄建築ミュージアムにおいては、ワークショップ開催等ソフト事業との連携や今治地域と連携した利活用を展開する。

D 産業振興

ア 「海事都市今治」の推進

a 取組の内容

広域合併に伴い、海運・造船・船用工業（以下「海事産業」という。）の世界的な集積地を形成した圏域の特性を活かすため、内外に向けて「海事都市今治」の情報発信を行い、海を活かした圏域づくりを推進する。また、海事産業関係地域では、人材育成や新たな技術導入、今治市造船振興計画に基づいた立地促進等に連携して取り組み、持続的な海事産業振興を推進する。

また、海賊文化等を背景とした海や船への関心を深める海事教育の展開等、圏域が一丸となって次世代の海事産業を担う人材の育成に取り組み、世界有数の海事都市としての基盤を強化する。

b 機能分担

今治地域においては、愛媛県立今治工業高等学校と連携した造船技術者等を養成する教育環境の整備に向けた取組を推進し、今治地域造船技術センターを拠点として次世代に造船技術・技能等を継承する人材育成に官民一体となって取り組むとともに、

海事イベントの開催や啓発事業の展開等による「海事都市今治」の情報発信を推進する。

波方地域においては、なみかた海の交流センターを活用した海事産業の啓発及び国立波方海上技術短期大学校を中心に海運業の人材育成事業等を展開する。

大西地域においては、造船・船用工業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

吉海地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

宮窪地域においては、村上海賊ミュージアムにおける海賊講座の開催等による海事都市の歴史的背景の周知に努め、海事都市構想にかかる圏域の一体感醸成につながる事業を展開する。

伯方地域においては、海運・造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

大三島地域においては、造船業を中心とした海事産業の啓発や振興策を展開する。

イ 「ものづくり」のまちとして持続的に発展するための商工業の振興

a 取組の内容

造船・タオル・瓦産業等、卓越した技術力により発展してきた圏域の地場産業をさらに発展させるため、社会情勢や消費者ニーズの変化に対応したデジタル技術の導入や新技術の創生、新製品開発、ブランド化等を推進するとともに、内外への需要拡大に努める。また、熟練の技術・技能等の継承による次世代の人材育成にも取り組み、持続的な地域雇用の受け皿確保に努める。

一方、急速に変化する社会経済情勢に対応するための新産業創出対策として、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどを活用したテレワークやワーケーションといった新しい働き方の推進を加速させ、今治地域地場産業振興センター（以下「地場産センター」という。）を拠点とした起業家への支援等を積極的に展開し、大学等との連携により、若者の定住につながる新たな経済基盤を確立する。

また、新たな産業・流通・交流等の拠点としての今治新都市開発整備地区において未分譲地への誘致を推進するとともに、まちなかの副次核として高等教育機関等教育機能、試験研究拠点機能等の充実も図る。

さらに、奨励金制度の活用等により、市内の企業はもとより、市外企業を含めて幅広く雇用の拡大と創出につながる企業誘致に努めるとともに、企業がこれからも本市で事業活動を継続できる環境の整備に努める。

b 機能分担

今治地域においては、タオル産業の更なる飛躍を図るため、愛媛県立愛媛中央産業技術専門校や愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センターと連携した人材育成、技術開発、また、外部の有能な人材活用によるブランド化の推進及びマネジメントの強化等を展開する。

また、地場産センターを拠点として「インキュベーション施設（I B I C）」の運営による起業家育成を実施し、産・学・官や農・商・工等の連携推進により、新産業創出事業を展開する。

さらに、食品、エネルギー産業といった本市の多様な産業が市内外の様々な資源を活用し、さらに飛躍するための環境整備に取り組む。

一方、企業の誘致を推進するため、立地奨励金の交付等、様々な誘致策を展開する。

波方・菊間地域においては、エネルギー産業の振興に努める。

菊間地域においては、ブランド化による瓦製造業の再生等を推進する。

吉海・宮窪地域においては、「大島石」ブランドを活かした石材業振興策等を展開する。

伯方・大三島地域においては、全国的な生産量を誇る製塩業のブランド化等を展開する。

ウ まちなかにおけるにぎわい・交流の創出

a 取組の内容

今治地域のまちなかに集積している都市機能を再認識し、空洞化の進む市街地機能の再生を図るため、誰もが住みやすい居住環境や便益機能の整備を図り、まちなか居住を促進する取組を進める。

また、みなと交流センター「はーばりー」や海のコンコース等を活用した今治港周辺のにぎわい創出や、中心商店街の空き店舗の解消に向けた施策等の実施など、市街地空間を効果的に活用し、まちなかで過ごす機会や場所、回遊性を高める取組を進める。

さらには、今治駅・今治港を観光拠点として位置づけ、今治城を核とした歴史・文化資源との連携を図り、新たな視点でまちなかの再生を図る。

b 機能分担

今治地域においては、行政、産業界、市民等が連携し、まちなかの魅力を高める取組等を展開する。

朝倉・玉川地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網やバス路線の利便性向上策等を展開する。

波方・大西・菊間地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網やバス路線、及びJRを活用した利便性向上策等を展開する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前地域においては、まちなかの都市機能を利用するための道路網や高速バス路線、及び航路を活用した利便性向上策等を展開する。

エ 多彩な地勢を活かした農産物のブランド化

a 取組の内容

島しょ部や山間部を含む多彩な地勢を活かし、各地域に適した品種を選定し、有機栽培等により付加価値を高めながら安全な農作物のブランド化を図るため、農業生産流通基盤整備等を推進する。

また、鳥獣被害（イノシシ等）対策として、捕獲や防護柵設置に対する支援等による被害防止に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に向け、学校や都市住民による活用等を含めた対策を検討する。

一方、課題とされる担い手確保対策として、新規就労者や中核的経営者の経営改善への支援や技術研修のほか、大都市圏等からの新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

b 機能分担

今治地域においては、都市近郊型の産地として良質な農産物を生産する役割のほか、農産物の集荷・販売拠点として、また、観光客等の宿泊・飲食の拠点としての役割を果たすため、地元で生産される農産物の情報発信及び宿泊施設や飲食店における良質な食の提供等を推進する。また、農業まつり等の地域連携イベントの開催等により、地域農産物の魅力の発信やイメージ向上に取り組むなど、食と農のまちづくりによる安全な食のブランドの構築に努める。さらに、農業講座や研修等を通じ、将来にわたって農を支える人材育成を推進する。

一方、鳥獣被害防止対策については、圏域の被害状況や捕獲状況等を情報収集し、各関連機関と連携してより効果的な対策の検討を行い、周辺地域への情報発信や助言等を通じて、市内全域での被害防止を推進する。

朝倉地域においては、良質な米の供給に加え、イチゴやブロッコリー等の野菜類や梨のブランド化を推進し、朝倉臼坂ふるさと交流館での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

玉川地域においては、良質な米の供給に加え、マコモダケの特産化や直販所「湖畔の里」等での販売促進や今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

波方地域においては、柑橘類の生産拡大や落葉果樹（もも）のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

大西地域においては、集落営農の拡充を図り、良質な米の供給に加え、「はれひめ」「せとか」等の柑橘類のブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

菊間地域においては、養豚や柑橘類の生産拡充及びブランド化を推進し、観光農園の活用等による今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

吉海地域においては、グリーンアスパラ等の特産品のブランド化や柑橘類の生産拡充を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

宮窪地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を進め、今治地域と連携した消費拡大策を推進する。

伯方地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

上浦地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化に加え、「ふれあい屋台市」等を活用した販売拡充を推進する。

大三島地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進するとともに、道の駅等での販売促進に加え、滞在型農園施設「ラントゥレーベン大三島」を活用した交流促進事業を推進する。

関前地域においては、柑橘類の生産拡充やブランド化を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、魅力的な「しまなみグリーンツーリズム」を展開するとともに、今治地域の都市機能との連携を強化し、新しい農の取組を推進する。

オ 急潮流が育む水産物のブランド化

a 取組の内容

日本三大急潮流の来島海峡を中心に広がる好漁場において、様々な漁法で漁獲される天然魚介類や養殖魚等、多彩な水産物のブランド化を展開するため、水産資源保護や水産物供給基盤整備等を推進する。また、良質な漁場環境を維持するための海岸清掃、藻場づくり、漁民の森づくり等の取組に対しては、関係者の連携強化とともに市民参加を呼びかけ、「海のまち」の環境保全に努める。

一方、課題とされる担い手確保対策として、中核的漁業者や女性起業家グループ等

への経営強化・改善の支援を行うとともに、大都市圏等からの新規就労者の受け入れ等も積極的に推進する。

b 機能分担

今治地域においては、地域水産物の産地としての役割のほか、水産物の集荷・販売拠点、また、観光客への宿泊・飲食拠点としての役割を果たすため、新鮮な水産物の流通や宿泊・飲食施設における良質な食の提供等を推進する。また、漁協まつり等の地域連携イベント開催等による内外の消費者に対する地域水産物のPRを展開する。

波方・菊間地域においては、多彩な天然魚介類の産地としての役割のほか、ひじき・ちりめん等のブランド化を展開する。

吉海地域においては、島じゃこ天・ひじき等のブランド化や道の駅や民宿における観光客への良質な食の提供、地曳網体験の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

宮窪地域においては、多彩な天然魚介類や養殖魚の島しょ部の陸揚げ拠点としての役割とともに、観光客に対する潮流体験や漁師市による良質な魚介類の提供等を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

伯方・上浦・大三島地域においては、魚介類の養殖を中心とした産地の役割を担うとともに、大三島地域の水産加工場を活用して水産加工品のブランド化を展開する。また、今治地域と連携した消費拡大策を展開する。

関前地域においては、怒サバ等多彩な天然魚介類の産地として、本州方面に向けた地域水産物のブランド化を展開する。

カ 低炭素社会づくりと連携した林業振興

a 取組の内容

材木の生産とともに、水源涵養機能や災害防止のための間伐を促進し、低炭素社会づくりと連携して林業振興を図る。また、市民参加の植樹事業等を積極的に推進し、圏域住民の環境保全意識の啓蒙に努める。

b 機能分担

今治地域においては、地元産材の住宅への利用推進を展開するとともに、間伐材の利活用及びそれらを展開する団体の育成等を推進するほか、企業の森づくりの推進等、都市住民の環境保全意識の啓蒙活動を展開する。

朝倉・玉川・菊間地域においては、地元材の効率的な搬出のための林道整備等の林業基盤整備を図るほか、森林組合等と連携し、市有林・民有林の適正管理による水源

涵養機能や災害防止機能の強化及び材木や間伐材の利活用推進策を展開する。

キ 多彩な地域資源を活かした観光産業の振興

a 取組の内容

多彩な自然景観・歴史文化・産業、また、ウォーキング・サイクリング・グリーンツーリズム等の体験ができる地域資源を観光資源としてブラッシュアップし、関連団体や事業者との連携や、近隣・関連する他地域との連携を強化し、地域DMOである（一社）しまなみジャパンを中心に、地域が一体となってターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施する。

また、日本遺産に認定された村上海賊のストーリーや四国遍路により培われた「おもてなしの文化」を人的・文化的地域資源として充実させるため、観光客対応等の観光教育を実施し、観光人材やガイドの育成に努めるほか、サイクリング環境の改善、交通アクセスや観光案内標識等観光インフラの充実も併せて推進し、圏域内の受け入れ環境を改善することで観光客を増やし、観光消費額を増加させ、もって圏域の観光産業の振興を図る。

b 機能分担

今治地域においては、交通のターミナル機能や宿泊施設・飲食等の集積を活かし、イベントや合宿の誘致を推進する。また、サイクリングの拠点機能の充実や観光人材育成教育等の展開により、各地域の地域資源を戦略的に連携させる役割を担う。

一方、城下町としての伝統・文化、「ものづくり」のまちとしての造船・タオル・食品産業等の産業観光等も併せて推進する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・関前地域においては、国立公園や県立自然公園等の自然環境とともに、朝倉地域のタオル美術館、玉川地域の鈍川温泉、波方・大西地域の造船工場、菊間地域のかわら館・瓦工場、関前地域の安芸灘とびしま海道等、各地域の地域資源を活かした産業観光・体験型観光を推進する。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、瀬戸内しまなみ海道や瀬戸内海国立公園の自然景観、大山祇神社や村上海賊等の伝統・文化、瀬戸内しまなみ海道を活かしたサイクリングやウォーキング及び潮流体験や体験型観光農園等のエコツーリズム・グリーンツーリズム等を推進する。

E 消防・防災

ア 圏域住民が安心して暮らせる消防・防災体制の強化

a 取組の内容

島しょ部や山間部を含む広域で多様な地勢を有し、近年では、地震等の自然災害の大規模化が懸念されている。これらの災害に迅速かつ的確に対応できる防災拠点施設整備を行うとともに、市民へ避難勧告等の情報を確実に届けるため、緊急防災情報伝達システムの構築を進める。また、機動性に優れた常備消防の確立及び12方面隊で構成される非常備消防組織の充実強化を図る。

同時に、職員への防災知識の普及及び訓練研修の継続により、機能する危機管理体制の構築を推進する。また、各地において防災意識の啓発及び訓練などを実施するとともに、自主防災組織の育成及び防災士の養成により、地域防災力の向上を図る。

b 機能分担

今治地域においては、市役所本庁を中心とした災害対策本部体制強化のため、支所及び消防も含めた実動訓練、図上型訓練及び職員研修等を実施するとともに、消防本部を拠点とした常備・非常備消防体制の連携強化を図ることで、圏域の危機管理体制の中核を担う。

朝倉・玉川地域においては、山林火災防止対策及び消火体制向上に向け、機能強化を展開する。

波方・菊間地域においては、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等を図るため、防災体制の向上に向け、機能強化を展開する。

伯方地域においては、有人離島における消防・救急体制の基幹となる消防救急艇を配備し、離島における災害対応の向上に向け、機能強化を展開する。

F 生活インフラの整備

ア 圏域の水道事業の集約とネットワーク

a 取組の内容

圏域住民に安全な水を提供し、また、効率的な水道事業運営をするため、陸地部の今治・朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域の6水道事業を統合し、島しょ部の越智諸島水道事業との2事業にする。関前地区の簡易水道事業は、水道事業と同じ公営企業会計に編入する。

b 機能分担

今治地域においては、施設の老朽化、水質の向上、管理施設の集約に対応するため、小泉浄水場を高橋地区へ移転・新設し、圏域の基幹施設の役割を担う。

朝倉地域においては、水需要の動向を考慮しながら、他地域との連携を検討する。

玉川地域においては、水需要の動向、自己水源の状態を考慮しながら、他地域からの送水も検討する。

波方地域においては、今治地域からの送水を展開する。

大西地域においては、国道ルートからの送水に加え、越智西部広域農道ルートを使用し、今治地域からの送水を展開する。

菊間地域においては、越智西部広域農道ルートを使用し、今治地域からの送水を展開する。

吉海地域と越智諸島水道事業の一部区域（宮窪・伯方地域）に対し、来島海峡大橋添架の送水管により、今治地域から送水を展開する。

関前岡村・小大下地域へは、とびしま海道添架の送水管を使用し、調整池等の施設を経由して、広島県からの送水を展開する。

イ 圏域のし尿処理事業の集約とネットワーク

a 取組の内容

圏域のし尿処理事業（以下「処理事業」という。）の効率化を推進するため、今治地域に新たに建設したし尿処理施設（以下「新施設」という。）が平成27年度に供用開始となり、新施設において、集約化された処理事業を円滑に推進する。また、し尿の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、し尿収集運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努める。

b 機能分担

今治地域においては、新施設での円滑な処理を推進する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、新施設への円滑な運搬体制の充実を図る。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、新施設への運搬経費支援等の維持に努める。

ウ 圏域のごみ処理施設の集約とネットワーク

a 取組の内容

今治地域、宮窪地域、伯方地域、大三島地域で行われている圏域のごみ処理事業（以下「処理事業」という。）の効率化を推進するため、今治地域に新たに建設したごみ処理施設（以下「新施設」という。）が平成30年度に供用開始となり、宮窪地域、伯方地域、大三島地域に受入中継施設が整備された。

新施設において、集約化された処理事業を円滑に推進するとともに、地域を守る防災拠点としての役割を担い、市民に親しまれる施設運営に努める。また、一般廃棄物の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、一般廃棄物運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努める。

b 機能分担

今治地域においては、新施設での円滑な処理を推進するとともに防災拠点としての機能維持を図る。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、新施設への円滑な運搬体制の充実に努める。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、受入中継施設へ搬入できない一般廃棄物の新施設への運搬経費支援等の維持に努める。

2 結びつきやネットワークの強化

A 地域公共交通

ア 生活交通バス路線対策

a 取組の内容

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域と今治地域を結ぶ生活交通バス路線及び吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域の島内生活交通バス路線を維持・確保する。

また、瀬戸内しまなみ海道を介して島しょ部と今治地域を結んでいる高速バス路線については、圏域内の住民交流の促進及び本州地域との広域交流の促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実に努める。

さらに、「今治市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に適合した将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、今治駅を中心に、今治港、大型商業施設をネットワーク化する路線バスを運行し、通院・買物・観光等の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。

朝倉・玉川・菊間地域においては、各地域と今治地域、大型商業施設等を結ぶ路線バスを運行し、観光バスとしての機能も持たせるなど、地域住民の交通手段を確保するための有効かつ効率的なバス運行を推進する。

波方・大西地域においては、通勤・通学に重点を置き、各地域と今治地域を結ぶ路線バスを運行し、地域住民の交通手段の確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推

進する。

島しょ部の吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、島内循環路線バスを運行し、地域住民の身近な交通手段の確保及び島しょ部の各地域と今治地域を結ぶ高速バス路線や航路とのアクセス手段確保に向けた有効かつ効率的なバス運行を推進する。また、高速バス路線については、圏域内外の広域交流促進に向けた、利便性の高い基幹交通として充実を図る。

イ 生活航路対策

a 取組の内容

来島・小島・馬島（今治地域）、津島（吉海地域）、鵜島（宮窪地域）、岡村島・小大下島・大下島（関前地域）の離島住民にとって唯一の公共交通手段となる離島航路（公営・民営）については、ライフラインとして維持・確保する。

また、宮窪・伯方・大三島・関前地域と今治地域を結ぶ地方航路（第3セクター）については、バス路線とともに通勤・通学・通院・買物等にかかる生活航路として、有効かつ効率的な運航を推進する。

さらに、「今治市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に適合した将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、まちなかに位置する今治港の特徴を活かし、海上交通利用者が都市機能を有効かつ効率的に利用できるよう、海上交通及び陸上交通（バス・タクシー等）との連携拠点となる今治港の機能充実を図る。

また、来島・小島・馬島住民のライフラインであり、観光航路としての機能も有する波止浜航路を維持・確保する。

吉海地域においては、津島住民のライフラインである津島航路を維持・確保する。

宮窪地域においては、鵜島住民のライフラインである鵜島航路を維持・確保する。

伯方地域においては、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路である今治航路を維持・確保する。

大三島地域については、地域住民の通勤・通学・通院・買物等における生活航路であり、また、観光航路としての機能も有する今治航路を維持・確保する。

関前地域においては、地域住民のライフラインである今治航路を維持・確保する。また、圏域と本州とを結ぶ、安芸灘とびしま海道及び瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流を支える観光航路としての機能充実を図る。

B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ア 地域間格差のないICT環境の整備

a 取組の内容

ブロードバンド等の高速通信が利用できない山間部や島しょ部の一部地域(以下「ブロードバンド・ゼロ地域」という。)においては、情報通信格差(デジタル・ディバイド)の解消に向け、ブロードバンド網の整備を通信事業者に働きかける。

一方、新聞、テレビ、コミュニティFM、CATV等の事業者と連携しながら地上デジタル放送のデータ放送へ市政情報の提供を行い、情報取得手段の多様化を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、市営ネットワークの一部芯線の通信事業者への開放等によるインフラ整備の推進とともに、情報通信事業者、放送事業者、その他企業等と情報通信格差や難視聴の解消策、超高速情報通信網の整備等を検討、推進する役割を担う。また、市政情報のデータ放送化へ向けた検討及び実現後のデータ放送の情報発信拠点としての役割を担う。

周辺地域においては、ブロードバンド・ゼロ地域への情報通信網の拡張及び超高速ブロードバンド網の拡充を通信事業者へ働きかけるほか、必要に応じ衛星ブロードバンド利用の啓発を行う。

C 道路等交通インフラの整備

ア 圏域内外の交流を促進する道路インフラの整備

a 取組の内容

都市機能の集積する今治地域と周辺地域を結ぶ道路網は、住民生活に欠かせない交通基盤であるため、瀬戸内しまなみ海道や国道196号、国道317号等の幹線道路及びそれと生活拠点を結ぶ県道・市道の整備を推進し、生活拠点間の連携を強化し、利便性の向上を図る。また、これらの道路網を維持するため、道路を構成する施設の長寿命化あるいは、附属物の安全性の向上を図るとともに、緊急輸送ネットワークを構築する路線については、災害時の緊急輸送に重要な役割を果たすための耐震化を図るなど、非常時においても機能を確保できるように努める。

一方、圏域の経済基盤の充実を図るため、今治地域を結節点として中国・四国地方の高速道路網を連絡する瀬戸内しまなみ海道や今治小松自動車道及び周辺市と連絡する国道196号と国道317号を海事産業・タオル産業・農林水産業等、地場産業の物流を

担う産業道路として、また、美しい景観や歴史・文化資源等多彩な地域資源を活かす観光道路として位置づけ、整備を促進する。

b 機能分担

今治地域においては、集約された都市機能を活かすため、道路ネットワーク機能の充実や道路利用者の利便性の向上、バリアフリー化、交通安全対策等の充実とともに、災害時の広域緊急輸送システムの中心地としての役割を担う。あわせて、道路網を維持するための橋梁等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

また、中国・四国地方の高速道路網の結節点でもある今治地域は、地場産業の物流拠点や企業誘致、観光の受け皿等の産業拠点機能強化のため、国道・県道・市道の整備・充実を展開する。

朝倉・玉川・波方・大西・菊間地域においては、今治地域への通勤・通学・買物等にかかる補助幹線や生活道路として、また、波方・大西地域の海事産業、菊間地域の石油化学工業・瓦製造業、各地域の農林水産業等地場産業にかかる産業道路として、生活拠点や生産拠点と幹線道路となる国道196号、国道317号や県道とのアクセス道の整備促進を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島地域においては、吉海・宮窪地域の県道大島環状線・名駒友浦線、伯方地域の県道伯方環状線、上浦・大三島地域の県道大三島上浦線等の島内循環系路線とそのアクセス道の整備により、生活拠点や生産拠点と瀬戸内しまなみ海道へのアクセス機能の充実を図り、今治地域との生活・物流機能向上を展開する。あわせて、道路網を維持するための橋梁、トンネル等の補修や照明灯等附属施設の適切な維持管理を行う。

関前地域においては、拠点港と生活拠点や生産拠点のアクセス道の確保を図る。

イ 「海のまち」の交流を支える海上交通の充実

a 取組の内容

重要港湾今治港（旅客交通拠点、国際物流ターミナル、臨海工業団地機能等）を核とした海上交通ネットワークを活かし、都市機能が集積した今治地域への島しょ部からのアクセス確保や臨海部防災拠点機能の強化による生活・物流拠点港としての機能充実とともに、まちなかに位置する特徴を活かし、交通機能に加え、交流機能の強化に取り組み、「海のまち」にふさわしいにぎわいの港として活性化を図る。

また、各地域の港湾・漁港において、島しょ部住民の生活交通として、また、水産

物陸揚げや臨海産業の連携強化による産業港として充実を図る。

b 機能分担

今治地域においては、今治港を圏域の拠点港として、また、臨海部防災拠点として耐震強化岸壁、小型船だまり、津波・高潮対策、老朽化対策等の整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。さらに、にぎわい拠点や観光交流拠点としての整備も推進する。

その他の港においては、水産物流通拠点、離島航路、観光航路の接岸等の機能維持、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。あわせて、施設の適切な維持管理を行う。

波方・菊間地域においては、新鮮な水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

吉海・宮窪地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策及び防災拠点港としての整備とともに、潮流体験等観光資源を活かす整備を推進する。

伯方地域においては、旅客船等の接岸、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

上浦・大三島地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等とともに、大山祇神社等の観光資源を活かす整備を推進する。

関前地域においては、旅客船等の接岸、水産物の流通、津波・高潮対策、老朽化対策等を中心に整備を推進する。

D 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消

ア 安全・安心な暮らしを実現する地産地消の推進

a 取組の内容

住民への安全な食の提供を目的に「今治市食と農のまちづくり条例」による地産地消・食育・有機農業等に取り組み、食と農林水産業を基軸としたまちづくりを推進する。また、圏域の魅力ある食を積極的に情報発信するとともに、消費者が安全な農水産物を購入できる環境の充実を図るため、地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」をモデルに生産者の顔が見える生産・流通・販売体制の拡充を図る。

さらには、圏域の農林水産物や環境保全等への住民の理解を増進するとともに学校・家庭・地域等が連携した生涯食育を推進する。

また、地元産材の活用を促進するため、林材業振興会議を通じた地産地消の家づくりセミナーの開催等による啓発活動や地域産材の利活用に対する支援を行う。

b 機能分担

今治地域においては、圏域の農水産物の流通・販売・加工・消費の拠点としての役割を担う地産地消型地域農業振興拠点施設の大規模直売所「さいさいきて屋」等が魅力的な都市機能の一つとして地産地消による多様な取組を展開する。

また、食育推進の施策として、地産地消による安全・安心な学校給食の内容の充実や学校・家庭・地域等と連携した生涯食育を各地域に展開する。

周辺地域においては、有機農業や環境保全型農業の生産拡大や新鮮な水産物の流通など地産地消を支える安全な食の産地としての展開を図るほか、地域資源を有効活用する施策を推進する。

朝倉・玉川地域においては、材木生産地として地域産材への理解・啓発を図るとともに、環境保全につながる間伐材を有効活用する施策を展開する。

E 地域内外の住民との交流・移住促進

ア 地域コミュニティの再生に向けた人材・組織の育成及び連携強化

a 取組の内容

今治地域の16地区及び周辺地域（旧町村単位）で構成されているコミュニティ組織の過疎・高齢化等による機能低下を防止し、各地域・組織間の連携強化と一体感の醸成を図りながら、住民自治意識の向上に取り組む。

住民自治意識の向上にあたっては、コミュニティ組織単位の住民相互の交流と連携を深める活動、地域の生活環境を守る活動、住民相互で助け合う活動、資源リサイクル活動、及び世代交流促進のための活動等の支援のほか、組織や活動の規模・機能の拡充等による地域力向上を推進する。

また、地域活性化推進協議会を中心として、周辺地域の活性化を推進する。

一方、新たな市民活動の担い手となるNPO法人やボランティア団体等の育成を図るため、組織設立や活動に対する支援を行い、コミュニティの枠を超えて市民活動の中核的存在として活動できる活動基盤強化を図る。

b 機能分担

今治地域においては、コミュニティ組織の拠点機能を担い、各地区のコミュニティ組織の情報共有のためのHPの開設やその運営方法等の検討を行うとともに、各地域のまちづくりを担う新たな人材育成の役割を担う。

また、市民活動の拠点施設「市民活動センター（ボランティアサロン）」にて、NPO法人やボランティア団体等の支援に取り組み、財政基盤の弱いこれらの団体育成のため、施設貸与や活動支援、法人化の初期費用支援等により自立を促進するとともに、施設の機能拡充を推進する。

周辺地域においては、各地域の地域活性化推進協議会を中心として地域資源を活かした活性化策の検討及び実践を展開するとともに、各地域の実情に応じた市民活動の拠点施設の整備検討を行うほか、NPO法人等と協働事業を展開する。

イ 多様なニーズに対応できる移住・交流環境整備

a 取組の内容

都市部の田舎暮らし希望者へ今治市移住・定住・交流のためのポータルサイトや愛媛県が運営する移住・定住・就職支援サイト等を活用した情報発信を行うとともに、先輩移住者や地域住民が移住者を支える仕組みを構築するなど、圏域が一体となって移住希望者のサポート体制を構築する。

移住希望者や移住者からの相談等に応えるとともに、移住希望者の不安や障害を除去するために、愛媛県の空き家情報バンクや移住支援団体などと連携・調整し、住居や職に対するアドバイスを行う。また、体験ツアーの受け入れや広報媒体の役割も担う。このほか、「地域おこし協力隊」をはじめとした外部人材の活用も推進する。

また、空き家情報等を収集した「空き家バンク」のさらなる充実化と、それに伴って機動的に実施する入居支援策の展開によって、定住の受け皿となる住宅の確保に努める。

b 機能分担

今治地域においては、愛媛県と連携して移住希望者の新規開拓や情報提供を行うとともに、転職希望者やフリーランスの移住を促進するために、空き家バンクやワーキングスペース等を運営する民間事業者、地域体験提供者などと連携したワーケーションの実施提案などを通じて、周辺地域へのコンシェルジュ機能を担う。

朝倉・玉川地域においては、「里山暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れ体制の充実を推進する。

吉海・宮窪・伯方地域においては、グリーンツーリズムを活用して「島暮らし」や「漁村暮らし」をPRするとともに、宮窪地域の漁業や石材業、伯方地域の海事関連産業等の担い手の積極的な受け入れを展開する。

上浦・大三島地域においては、大三島地域の「ラントゥレーベン大三島」「クルツラ

ントウレーベン大三島」を中心とした移住者受け入れ体制の整備を図るとともに、先輩移住者や地域コミュニティと連携した移住の促進に関する取組を展開する。また、ところミュージアム大三島や岩田健母と子のミュージアム、伊東豊雄建築ミュージアムを活用した若手芸術家・建築家等の受け入れも推進し、総合的な「移住メインエリア」の役割を担う。

関前地域においては、「離島暮らし」を希望する移住者を対象とした受け入れを展開する。

3 圏域マネジメント能力の強化

A 中心市等における人材の育成

ア 圏域の自立を担う人材の育成

a 取組の内容

住民一人一人が、地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるまちづくりを推進し、住民がずっと住み続けたい、暮らしたいと思える魅力的な定住圏形成に向け、行政・産業・地域づくりなど、様々な分野の人材育成に取り組む。

b 機能分担

今治地域においては、質の高い市民サービスの提供へとつなげていくため、今治市人財開発支援方針に基づき職員の人財開発に努め、市職員等の能力向上を促進する。

また、市民の主体的な活動の支援や、市民や企業等との協働による施策展開を推進するとともに、幼少期からの地域産業の歴史や魅力の普及啓発及び、大学や今治地域造船技術センター等での人材育成を支援し、地域の担い手の育成と地域への定着を推進する。

周辺地域においては、各地域の多彩な自然・歴史・文化等を活かし、民間団体等の創意工夫による持続的で自立的な地域づくりへの取組を支援し、地域団体の連携強化や、地域の特性を次世代に伝承できる人材の育成を展開する。

B 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

ア 外部人材の活用による活性化の推進

a 取組の内容

大都市圏等からの人口の流入を創出できる魅力的な定住圏の形成に向け、各種施策の質の向上を図るため、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等の分野において、専門的知識や経験を有する外部人材の活用を推進する。

b 機能分担

今治地域においては、医療・産業・観光・防災・文化・スポーツ・地域づくり等、様々な分野の拠点機能の強化を図るため、マネジメントやコンサルティング能力に優れた外部人材の活用を推進する。

周辺地域においては、地域活動を牽引できる人材・組織の育成や過疎・高齢化等の地域課題の解決に向け、「地域おこし協力隊」等の外部人材を継続的に活用し、新たな地域社会の担い手確保策として、これらの人材の定住につながる施策を検討、展開する。